

【公報種別】特許法第 17 条の 2 の規定による補正の掲載
 【部門区分】第 7 部門第 2 区分
 【発行日】令和 1 年 11 月 28 日 (2019.11.28)

【公開番号】特開 2019-57558 (P2019-57558A)
 【公開日】平成 31 年 4 月 11 日 (2019.4.11)
 【年通号数】公開・登録公報 2019-014
 【出願番号】特願 2017-179915 (P2017-179915)
 【国際特許分類】

H 0 1 C 1/14 (2006.01)

H 0 1 C 1/028 (2006.01)

【 F I 】

H 0 1 C 1/14 Z

H 0 1 C 1/028

【手続補正書】

【提出日】令和 1 年 10 月 16 日 (2019.10.16)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

開口面 (2 1) を有するケース (2) と、
 上記ケースに収容された抵抗体 (3) と、
 上記ケース内に充填されて上記抵抗体を埋設するセメント (4) と、
 上記セメント内において上記抵抗体に接続されると共に上記セメントから上記ケースの
 上記開口面側へ引き出された引出端子 (5) と、
上記引出端子に接続されたワイヤー状の接続配線 (7) と、
 を有し、

上記引出端子は、上記開口面の開口方向に立設した立設部 (5 1) と、該立設部から上
 記開口面に沿った沿面方向に延びる沿面部 (5 2) とを有し、

上記ケースは、上記沿面方向に長尺な形状を有し、

上記接続配線は、上記引出端子からの引出方向が上記ケースの長手方向である、抵抗器
 (1) 。

【請求項 2】

上記沿面部は、平板状に形成されており、上記沿面部の主面の法線方向は、上記開口面
 の開口方向を向いている、請求項 1 に記載の抵抗器。

【請求項 3】

上記抵抗体は、上記開口面に沿った方向に長尺な形状を有し、上記沿面部は、上記立設
 部から、上記抵抗体の長手方向に延びるように形成されている、請求項 1 又は 2 に記載の
 抵抗器。

【請求項 4】

上記引出端子の少なくとも一つは、上記開口方向から見たとき、上記沿面部が上記抵抗
 体と重なるように配置されている、請求項 3 に記載の抵抗器。

【請求項 5】

上記引出端子を複数有し、複数の上記引出端子は、上記立設部から上記沿面部が延びる
 方向が、上記沿面方向における互いに同じ方向となるように形成されている、請求項 1 ~
 4 のいずれか一項に記載の抵抗器。

【請求項 6】

複数の上記引出端子は、上記立設部から上記沿面部が延びる方向が、上記ケースの長手方向の同じ方向であり、複数の上記引出端子同士は、上記ケースの短手方向にずれている、請求項 5 に記載の抵抗器。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明の一態様は、開口面を有するケースと、
上記ケースに収容された抵抗体と、
上記ケース内に充填されて上記抵抗体を埋設するセメントと、
上記セメント内において上記抵抗体に接続されると共に上記セメントから上記ケースの上記開口面側へ引き出された引出端子と、
上記引出端子に接続されたワイヤー状の接続配線と、
を有し、

上記引出端子は、上記開口面の開口方向に立設した立設部と、該立設部から上記開口面に沿った沿面方向に延びる沿面部とを有し、

上記ケースは、上記沿面方向に長尺な形状を有し、

上記接続配線は、上記引出端子からの引出方向が上記ケースの長手方向である、抵抗器
にある。